

山梨県地域医療支援センター規程 新旧対照表 (案)

(旧)	(新)
<p>○ 山梨県地域医療支援センター規程</p> <p style="text-align: right;">制定 平成25年5月29日 改正 平成27年2月25日 平成28年5月25日</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、山梨県地域医療支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(目的) 第2条 センターは、山梨県知事からの委託に基づき、医師のキャリア形成支援と医師の地域偏在の解消及び定着促進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(部門)</u> <u>第3条 前条の目的を達成するため、センターに次に掲げる部門を置く。</u> <u>(1) 地域医療支援部門</u> <u>(2) 医師キャリア形成支援部門</u></p> <p><u>(地域医療支援部門の業務)</u> <u>第4条 地域医療支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。</u> (1) 医師確保対策の推進に関すること。 (2) 地域医療関係者との意見調整に関すること。 (3) 地域医療支援の情報発信に関すること。 <u>(4) その他、地域医療支援部門に必要な業務推進に関すること。</u></p> <p><u>(医師キャリア形成支援部門の業務)</u> <u>第5条 医師キャリア形成支援部門は、次の各号に掲げる業務を行う。</u></p>	<p>○ 山梨県地域医療支援センター規程</p> <p style="text-align: right;">制定 平成25年5月29日 改正 平成27年2月25日 平成28年5月25日 平成31年3月〇〇日</p> <p>(趣旨) 第1条 この規程は、山梨県地域医療支援センター（以下「センター」という。）について必要な事項を定める。</p> <p>(目的) 第2条 センターは、山梨県知事からの委託に基づき、医師のキャリア形成支援と医師の地域偏在の解消及び定着促進を図ることを目的とする。</p> <p><u>(部門) (削除)</u> <u>第3条 (削除)</u></p> <p><u>(業務)</u> <u>第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。</u> (1) 医師確保対策の推進に関すること。 (2) 地域医療関係者との意見調整に関すること。 (3) 地域医療支援の情報発信に関すること。 <u>(4) (削除)</u></p> <p><u>(医師キャリア形成支援部門の業務) (削除)</u> <u>第5条 (削除)</u></p>

- (1) 地域医療に関する調査及び分析に関すること。
- (2) 医師不足医療機関への配置調整に関すること。
- (3) 地域医療に従事する医師へのキャリア形成支援に関すること。
- (4) 地域医療に従事する医師の相談窓口に関すること。
- (5) 地域枠医学生への支援に関すること。
- (6) 研修医の技術向上支援に関すること。
- (7) 専門医研修に関すること。
- (8) その他、医師キャリア形成支援部門に必要な事業推進に関すること。

(組織)

第6条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 (本院)
- (3) 副センター長 (山梨県)
- (4) センター専任医師
- (5) その他センター長が必要と認める者

2 部門長は副センター長をもって充てる。

(センター長)

第7条 センター長は、山梨大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の 副病院長 をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長 (本院))

第8条 副センター長 (本院) は、センター長が指名する医学部を担当する大学院総合研究部医学域専任の教員又は本院専任の教員をもって充て、病院長が委嘱する。

2 副センター長 (本院) は、センター長の職務を補佐する。

3 副センター長 (本院) は、医師キャリア形成支援部門長の職務を行う。

- (4) 地域医療に関する調査及び分析に関すること。
- (5) 医師不足医療機関への配置調整に関すること。
- (6) 地域医療に従事する医師へのキャリア形成支援に関すること。
- (7) 地域医療に従事する医師の相談窓口に関すること。
- (8) 地域枠医学生への支援に関すること。
- (9) 研修医の技術向上支援に関すること。
- (10) 専門医研修に関すること。
- (11) キャリア形成プログラムに関すること。
- (12) その他必要な事業推進に関すること。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長 (山梨大学)
- (3) 副センター長 (山梨県)
- (4) センター専任医師
- (5) その他センター長が必要と認める者

2 (削除)

(センター長)

第5条 センター長は、山梨大学医学部附属病院（以下「本院」という。）の 副病院長 (地域医療担当) をもって充てる。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

(副センター長 (本院))

第6条 副センター長 (本院) は、センター長が指名する医学部を担当する大学院総合研究部医学域専任の教員又は本院専任の教員をもって充て、病院長が委嘱する。

2 副センター長 (本院) は、センター長の職務を補佐する。

3 (削除)

(副センター長 (山梨県))

第9条 副センター長 (山梨県) は、山梨県福祉保健部医務課長をもって充てる。

2 副センター長 (山梨県) は、地域医療支援部門長の職務を行う。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に関する重要事項を審議するため、山梨県地域医療支援センター運営委員会 (以下「運営委員会」という。) を置く。

(運営委員会の組織)

第11条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 副センター長 (山梨県)

(4) センター専任医師

(5) 山梨県知事が推薦する医療法に規定する公的医療機関及び診療に関する学識経験者の団体の長又は管理者、若しくは、これらの者から推薦された者

(6) その他センター長が必要と認めた者

2 前項第5号及び第6号の委員は、センター長が委嘱する。

3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第12条 運営委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、その他重要事項の審議については、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決する。

(副センター長 (山梨県))

第7条 副センター長 (山梨県) は、山梨県知事により推薦された者をもって充てる。

2 (削除)

(センターの運営)

第8条 センターの運営に関する重要事項は、山梨県地域医療対策協議会において審議する。

(運営委員会の組織) (削除)

第11条 (削除)

(会議) (削除)

第12条 (削除)

(委員以外の出席)

第13条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第14条 センター及び運営委員会の事務は、センターにおいて処理する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月25日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

(委員以外の出席) (削除)

第13条 (削除)

(事務) (削除)

第14条 (削除)

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、平成25年5月29日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年2月25日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年5月25日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成31年〇月〇日から施行、適用する。